

令和元年 八潮市農業委員会 9月総会 議事録

1 開催日 令和元年9月25日(水)

2 開催時間 午後3時30分から

3 会場 市役所第2会議室

4 出席委員 13名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 恩田 政幸

9番 齋藤 富子

4番 豊田 幸司

11番 福岡 達則

5番 大野ヒロ子

12番 小倉 雅樹

6番 横山 正和

13番 飯山 敏行

7番 渋谷 稔

14番 新井 孝美

8番 荻野 恭子

5 欠席委員 2名

10番 星野 仁

15番 白倉 正浩

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

7 協議事項

生産緑地地区の都市計画の変更(案)について

農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

八潮市都市計画審議会委員の推薦について

八潮市農業祭実行委員会部会員の推薦について

8 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 3時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、農地パトロールお疲れさまでした。

それでは、引き続きましてただいまより八潮市農業委員会9月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者数は13名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、10番の星野仁委員、また15番の臼倉正浩委員におきましては、欠席のご連絡をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆さん、農地パトロールお疲れさまでした。

農業委員会としては、8月29日に羽生市産業文化ホールにおきまして、農地利用最適化活動活性化研修会に、5人の委員さんに出席をしていただきました。大変勉強になったかと思えます。

それから、9月15日に八條のほうで商工会青年部と八潮市青耕会技術協力による、ふるさと体験教室という稲刈りの体験がありました。小学生が対象で、春に田植えをしまして、今月15日に稲刈りをしたとのこと。このふるさと体験教室は今年で4回目ですが、過去3回は、台風や雨天のため一度も稲刈り体験をすることができておらず、今年初めて稲刈り体験をすることができたとのこと。総勢200名ほどの参加で大変にぎわい、児童たちも楽しくできたようなご報告を受けております。

本日の議事は3条が1件、5条が2件、その他協議事項が4件ありまして、少し時間が長くかかるかと思えますから、挨拶はこの辺で本題に入りたいと思えます。よろしく願いします。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては出席される方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がありましたら、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせいただければと思います。

- |                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| ①八潮市農業委員会 9月総会次第                     | A 4 横    |
| ②生産緑地地区の都市計画の変更（案）について（協議）           | （資料 - 1） |
| ③農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について          | （資料 - 2） |
| ④八潮市都市計画審議会委員の推薦について（依頼）             | （資料 - 3） |
| ⑤第45回八潮市農業祭実行委員会担当部会の設置に伴う人選について（依頼） | （資料 - 4） |
| ⑥2020年農林業センサス調査員の推薦について（依頼）          | （資料番号なし） |
| ⑦八潮市農産物放射能濃度測定結果（9月分）                | （資料 - 5） |
| ⑧四市町農政研究会合同研修会の開催について                | （資料 - 6） |
| ⑨農業災害対策マニュアルの作成について（依頼）              | （資料 - 7） |
| ⑩令和元年度県外視察研修日程表                      | （資料 - 8） |

以上で10点になりますが、資料の漏れ等はないでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第8のその他まで、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、6番、横山正和委員、11番、福岡達則委員にお願いします。

---



りまして、八潮市の基準の3,000平米は超えております。従事日数のほうも申請人の譲受人が年間250日、奥様が100日、子供さんが60日、世帯で合計410日となっております。所有機械のほうもトラクター、耕運機、軽トラック、各1台所有してまして、耕作するには問題ないものと判断しております。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当代理の6番、横山正和委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○6番（横山正和委員） 6番、横山です。

先日、見てきましたところ、草は刈られております。それで、ごみ等は全部集めて1カ所に、まとめてありました。これは、処分されると思うんですけども、確かに草は刈ってありまして、耕作はできる状態になっていました。以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と6番、横山委員により農地法第3条の規定による許可申請許可の件について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようですので、挙手にて採決をしたいと思えます。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

#### ◎議案第17号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきましては2件ございます。

まず、番号1について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の4ページをご覧ください。

先程の議案の16号にも関連するんですけども、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件について説明いたします。

番号1、譲受人、住所氏名、〇〇区〇〇〇-〇-〇、学校法人〇〇〇〇、理事長、〇〇〇〇〇〇、譲渡人、住所氏名、〇〇区〇〇〇〇-〇-〇、持ち分4分の1、〇〇〇〇〇、〇〇区〇〇〇〇-〇-〇、持ち分4分の1、〇〇〇〇〇、〇〇区〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇、持ち分4分の1、〇〇〇〇〇、〇〇区〇〇〇〇-〇-〇、持ち分4分の1、〇〇〇〇〇、こちらの譲渡人の土地の所在、地目、地積について、連続して説明させていただきます。こちらの譲渡人が所有する土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑、ほか9筆で合計〇〇〇平米でございます。字変わりまして、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑、ほか12筆、こちらの合計が〇〇〇平米でございます。

次に、譲渡人変わりまして、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑、〇〇〇平米、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑、〇平米、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑、〇〇平米、〇〇-〇、畑、〇〇平米、〇〇-〇、畑、〇〇平米。

次に、5ページをご覧ください。

譲渡人、〇〇〇〇-〇、持ち分2分の1、〇〇〇〇、〇〇〇〇-〇、持ち分2分の1、〇〇〇〇、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑、〇〇平米、〇〇-〇、畑、〇〇平米。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑、〇〇、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑、〇〇平米。譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑、〇〇平米。〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑、〇〇平米。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑、〇〇平米。譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑、〇〇平米、合計〇〇〇〇平米となります。

次に、6ページのほうをご覧ください。

権利の内容は所有権の売買となります。

申請地の概要は、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内的の農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地に当たります。

申請目的は野球グラウンドとなります。

申請理由は先ほど申しましたように、〇〇の河川改修工事が現在使っている〇〇〇〇のグラウンドに当たります。そのため、代替地となるグラウンドを探しまして、候補地として、〇〇県の〇市や〇〇の〇〇区の〇〇の工場跡地等も当たったんですが、そちらのほうは都市計画法上の都合とか、環境上の問題等で折り合いませんでした。しかし、この場所で地権者の合意が得られまして、今使っているグラウンドからも近く、寮も近くにあって、生徒に与える影響も少ないということで、今回の申請に至ったものです。

資金計画・調達計画につきましては、ご覧の土地造成費等に係る金額を自己資金で賄うとしております。これは、当然、国土交通省のほうから補償金を受けるんですけども、まだ

最終的に額が確定していないということで、この金額に見合う残高証明書が提示されております。

周辺農地への被害防除といたしましては、農地に当たるのは東側のごく一部なんですけれども、先ほどの3条で譲受人が使う予定となっている農地のみとなります。そこにつきましては、今回のグラウンドの計画面のほうは農地よりも低くなっているんで、土砂の流出ということはありません。

場所のほうは、次のページめくっていただきまして、7ページになります。

先ほども説明しましたように、申請地の北側、〇〇排水機場から排水される水路を挟んで反対側の今の〇〇〇〇〇グラウンドのすぐ近くとなります。

説明は以上です。

○議長 それでは、同議案につきましては、地区担当代理の11番、福岡達則委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○11番（福岡達則委員） 11番、福岡です。

現状は、もともと低いところで、畑も点在しておりまして、現状ですと1つの畑でビニールハウスがちょっと今解体中のハウスがどうなるかなという程度で、あとは個人の畑できれいになっているような現状です。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と11番、福岡達則委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

○事務局 すみません、少し補足説明させていただきます。7ページの案内図のほうを見ていただきたいんですけども、今回のグラウンドの移設予定地には、申請地のほかに、農地じゃない部分として、市の道路敷、水路敷、あと公園の駐車場になっている部分も含まれておりまして、これらの土地につきましては、公園用地と一部道路敷については払い下げ、水路敷と一部道路敷については付替をすることで協議が調っております。

また、道路区域を廃止するには、議会の議決が必要になるんですけども、今月の9月議会で道路区域の廃止については承認されたところです。

補足説明は以上です。

○議長 今の補足説明を聞きまして、質問、ご意見がございましたらお願いします。

○6番（横山正和委員） 6番、横山ですけれども、これによります、運動公園の駐車場がなくなっちゃうんですけども、新たにどこかにできるわけですか。

○事務局 今の7ページの地図で説明しますと、申請地の下側に薄い四角で示したところに先





次に、場所について説明いたします。

1枚めくっていただいて、11ページをご覧ください。

八潮市役所の○側の出口を出まして、○に向かって○○の○○○○に向かいます。○○○  
○に突き当たったところを右に曲がって、道なりに真っすぐ行きますと○○○○○に当たり  
ます。○○○○○に当たりましたら右折しまして、○○○○○の敷地東側を左に折れまして、  
○○○の前を通過して西側にずっと行きますとT字路にぶつかります。そのT字路を左に曲が  
りまして50メートルほど行ったところが申請地となります。

土地利用計画は隣の12ページでございますように、ごみ収集車を3台、それと運転手用の  
通勤車両2台を置く駐車場計画となっております。

説明は以上であります。

○議長 それでは、同議案につきましては、地区担当の9番、齋藤富子委員より現地調査の結  
果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○9番（齋藤富子委員） 9番、齋藤でございます。

先日、事務局から連絡がありまして確認に行ってきましたが、草を刈ってきれいになって  
いました。○○○地区は駐車場とか資材置場がすごい多いところですが、別に問題はないよ  
うな感じでした。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と9番、齋藤委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号  
2について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議  
席、氏名を述べて発言をお願いします。

ここは申請地の周りで、つくっている畑はないんですね。

○9番（齋藤富子委員） そうです。ほとんど置き場とか駐車場になっています。

○議長 ○○○○○の西側は市民農園みたいな畑つくっていますけれども、東側はないですね。

○9番（齋藤富子委員） ないです。

○議長 他に何かありませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。原案のとおり賛成の方の挙手  
をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

◎協議事項

○議長 次に、次第6、協議事項につきましては4件ございます。

—— 公園みどり課職員入室 ——

○議長 まず、生産緑地地区の都市計画の変更（案）についてですが、生産緑地地区に関する都市計画の変更につきましては、生産緑地法施行規則第一条の規定により、農業委員会の意見を聴くことができるとされているところです。

本日は、公園みどり課の職員が来られましたので、説明をお願いいたします。

○公園みどり課長 それでは、説明させていただきたいと思います。すみません、着座にて失礼いたします。

皆さん、こんにちは。公園みどり課長の小倉でございます。

農業委員の皆様におかれましては、日ごろより公園緑地行政にご理解とご協力をいただきまして心よりお礼申し上げます。また、本年7月には生産緑地地区の追加指定に伴いまして、本委員会に確認のお願いをいたしましたところ、申し出された土地がおおむねでございますが、適正であると回答をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、本日はその追加指定箇所を含む生産緑地地区の都市計画の変更（案）を作成いたしましたので、生産緑地法施行規則第一条の規定に基づきまして、本委員会のご意見を伺うものでございます。概要といたしましては、変更が7件、廃止が1件、追加が3件となっております。

今後につきましては、本委員会のご意見を伺った後、都市計画の縦覧、都市計画審議会の諮問、答申を経て、年内に都市計画決定の告示を行う予定でございます。

それでは、詳細につきましては担当職員から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○公園みどり課 公園みどり課計画係の中野と申します。それでは、説明させていただきます。

生産緑地地区に関する都市計画の変更については、生産緑地法施行規則第一条の規定により、農業委員会の意見を聴くことが必要とされております。そのため本日、生産緑地地区に関する都市計画の変更（案）について、八潮市農業委員会様の意見を求めるものとなっております。

まず、配付資料1の草加都市計画生産緑地地区の変更（八潮市決定）をご覧ください。

こちらは生産緑地地区の都市計画の変更案となります。生産緑地地区の変更は、地区の変更、廃止、追加の3種類あり、今回変更となります地区についてご説明させていただきます。まず初めに、地区の変更です。

1 都市計画生産緑地地区中八潮〇号生産緑地地区ほか6地区を次のように変更するとあります。

中段の表をご覧ください。表の左から、地区の名称、面積、備考となっております。

変更となる地区は、表中、八潮〇、〇、南部〇、〇〇-〇、〇〇、〇〇、〇〇-〇号生産緑地地区となります。

続きまして、廃止です。

2 都市計画生産緑地地区中八潮〇号生産緑地地区を廃止するとなっております、廃止となる地区は1地区のみとなります。

最後に、追加です。

3 都市計画生産緑地地区中八潮〇〇-〇号生産緑地地区ほか2地区を追加するとあります。

中段の表をご覧ください。追加となる地区は、表中、八潮〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇号となります。

今回は地区の変更が7地区、廃止が1地区、追加が3地区の合計11地区でございます。

変更となります理由につきましては、仮換地の使用収益開始に伴う区域の変更、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除、八潮市生産緑地地区追加指定基準に基づく農地の新たな指定などとなっております。

それでは、1枚ページをめくっていただき、変更概要書をご覧ください。

こちらの表は、左から地区の名称、変更内容となっております、今回、変更となります生産緑地地区の地区ごとの変更の内容が記載されております。

例でいいますと、上段の八潮〇〇-〇号生産緑地地区をご覧ください。

右側の変更内容は、八潮市生産緑地地区追加指定基準に基づき、新たに地区が指定されました。このように地区ごとの変更内容、変更面積が記載されておりますので、ほかの地区についても次の変更概要図の説明とあわせてご覧ください。

それでは、ページをめくっていただき、変更概要図八潮〇〇-〇号生産緑地地区をご覧ください。

こちらの図の変更となる生産緑地地区の位置と区域をあらわしたものとなっております、地区ごとの説明にはこちらの概要図と先ほどの概要書に沿ってご説明させていただきます。

それでは、地区ごとの説明に移らせていただきます。

概要図1枚目、八潮〇〇-〇号生産緑地地区をご覧ください。

位置は西袋上馬場土地区画整理事業地内で、八潮市生産緑地地区追加指定基準に基づき、新たに地区を指定するため、面積約〇〇haを追加するものです。

概要図2枚目、八潮〇号生産緑地地区をご覧ください。

位置は〇〇〇〇〇〇〇〇の北側にあり、八潮市生産緑地地区追加指定基準に基づき、新たに地区を約〇〇haを指定することにより区域が変更され、面積が約〇〇haから〇〇haとなります。区域の変更は赤い枠線で表記され、面積の追加を赤く塗り潰しています。

概要図3枚目、八潮〇号生産緑地地区をご覧ください。

位置は〇〇〇児童遊園の北西側にあり、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、黄色着色箇所の面積約〇〇haを削除し、生産緑地地区の面積を約〇〇haに変更するものです。

概要図4枚目の八潮〇号生産緑地地区をご覧ください。

位置は〇〇〇〇〇〇児童遊園の北西側にある生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、黄色着色箇所の面積約〇〇haを削除することにより、生産緑地地区の廃止をするものです。

概要図5枚目、八潮〇〇-〇号生産緑地地区をご覧ください。

位置は〇〇〇〇の北東側にあり、八潮市生産緑地地区追加指定基準に基づき、新たに地区を指定するため、面積約〇〇haを追加するものです。

概要図6枚目、八潮南部〇号生産緑地地区をご覧ください。

位置は八潮南部東一体型特定土地区画整理事業地内にあり、〇〇〇〇〇〇〇〇の南西付近となります。八潮市生産緑地地区追加指定基準に基づき、新たに地区を約〇〇ha指定することにより、区域が変更され、面積を約〇〇haから〇〇haとするものです。

概要図7枚目、八潮〇〇-〇号生産緑地地区をご覧ください。

位置は大瀬古新田土地区画整理事業地内にあり、〇〇〇と〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇となります。八潮市生産緑地地区追加指定基準に基づき、新たに地区を約〇〇ha指定することにより、区域が変更され、面積を約〇〇haから〇〇haとするものです。

概要図8枚目、八潮〇〇号生産緑地地区をご覧ください。

位置は大瀬古新田土地区画整理事業地内にあり、〇〇〇〇〇〇〇の北側になります。生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、黄色着色箇所の面積約〇〇haを削除し、生産緑地地区の面積を約〇〇haに変更するものです。

概要図9枚目、八潮〇〇号生産緑地地区をご覧ください。

位置は大瀬古新田土地区画整理事業地内にあり、〇〇〇〇〇〇〇児童公園の北側になります。仮換地指定の開始及び生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、真ん中2カ所の黄色着色箇所を、生産緑地法第14条の規定に基づき、右側1カ所を削除し、合計面積約〇〇haを削除し、生産緑地地区の面積を約〇〇haに変更するものです。

概要図10枚目、八潮〇〇・〇〇〇〇号生産緑地地区をご覧ください。

黄色の着色箇所と次ページにある八潮〇〇-〇号の黄色着色箇所の八潮〇〇-〇号と記載

されている箇所の位置をまず確認してください。これらの土地は仮換地指定に伴い、概要図10枚目の右側黄色の着色箇所にかかる赤枠の一部の土地へ換地されたため、八潮〇〇号から新たに〇〇-〇号を追加するものです。これにより、八潮〇〇号は、面積約〇〇h aを削除し、最終的な生産緑地地区の面積を〇〇h aに変更。八潮〇〇-〇号は、面積約〇〇h aとなります。

最後に、概要図11枚目、八潮〇〇-〇号生産緑地地区をご覧ください。

場所は大瀬古新田土地区画整理事業地内にあり、〇〇〇〇〇〇児童公園の底地であり、仮換地前の従前地において、生産緑地地区に指定していました。仮換地指定の開始と行為制限の解除に伴い、黄色着色箇所から生産緑地地区が赤枠の位置に変更となりました。八潮〇〇-〇号への分割と廃止に伴い、面積約〇〇h a削除し、かつ〇〇h aから〇〇h aに変更するものです。

1ページめくっていただきまして、生産緑地地区の面積及びその推移をご覧ください。

こちらの表は、平成4年に生産緑地地区を都市計画の決定を行ってから、これまでの地区数及び面積の推移となっております。現時点では、181地区、面積約27.87h aとなっており、今回の都市計画変更により、地区数は183地区となり、面積は約0.13h a増え、約28h aとなる予定です。

次に、添付してある参考資料につきましては、今回説明しました地区の住所や所有者のリストになっていますので、後ほどご覧ください。

生産緑地地区変更について、説明は以上となります。ありがとうございました。

○議長 ありがとうございます。

ただいま公園みどり課より生産緑地地区の都市計画の変更（案）の説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

○6番（横山正和委員） 6番の横山です。

これ、何年前の地図ですか。何か現状とは、うちのほうとかなり違うんですが。

○公園みどり課長 そうですね。2,500分の1の地形図を使っているんですけども、都市計画担当の部署のほうで、更新できていない状況で現況に合っていないところもあります。

○議長 ほかにございませんか。

私から質問いいですか。

追加指定される3件のうち、何か特にちょっと悩ませるような地区はありませんか。

○公園みどり課長 今回の3件のうち、昨年度申し出がございましてご審議いただき、ご意見をいただいて、昨年度は見送った案件が1つございます。こちらにつきましては、変更概要書の12分の7に追加ということで、また今年度審査となりますが、農業委員さんの方も現地

を見ていただいている、問題なく賛成とは言いがたいという状況とのご意見をいただいております。

ただ、私どもも今回追加指定の申し出を受けて現在に至るまで、農業委員さんの去年のご意見を踏まえまして申し出をするからにはそれなりの対応をしてくださうということをお願いしてきました。現況を確認しましたが、昨年度よりは農地として改善されておりますので、私どもとしては、今年度は、追加指定を認めても良いと考えっております。

○議長 その辺の地区に関連している福岡委員とか、渋谷委員とかはどうですか。

前回の見送りになった方の理由が状況を余り改善しないような感じだったんですが、今日まで、今回までの間に改善しているというふうに、公園みどり課のほうの方はおっしゃるんですけれども、どうですか。

○7番（渋谷 稔委員） 7番の渋谷です。

今日、見てみました。そうしたら、ビニールハウスが2棟、そこにあつて、中はちょっと耕してあつて、去年よりはよくなっていました。今回はあの現状でずっといけば、追加指定してもいいんじゃないかなとは思っているんですけれども、あの現状が問題は続くかどうかですね。要は、本人の自覚がきちつとあつて、きちんとこれからも今の状態以上で、きれいになっていけばいいけれども。

確かに、現状だったら、認めざるを得ないかなみたいな感じだけれども、ただこれからの問題だよ。

○13番（飯山敏行委員） 13番の飯山です。

農業の面じゃなくて、税理士さんからの目線なんですけれども、あそこに関しては、本人にもアドバイスしたらしいんですけれども、どう見ても屋敷の中の畑じゃないですか。だから、基本的には税金的から考えると、畑としてみなさなくて、宅地としてみなすというんですよね。

○議長 福岡委員は何かご意見ないですか。

○11番（福岡達則委員） 私も今日見てきましたけれども、前回のときからは、少しはまともになっている部分はありませんが、農家目線からいうと、畑としてやっていけないと思います。どこまで意識するかですね。

○13番（飯山敏行委員） 生産緑地という税金の優遇は国が定めるものからすれば、かなりの金額を優遇しているので、やはり申請する以上はしっかりやってもらわないと。

○議長 決定するのは公園みどり課ですので、我々意見を述べるだけですから遠慮しないで言ってください。ほかにございますか。

○12番（小倉雅樹委員） 12番、小倉です。

1回生産緑地受けちゃうと、取り消しはできるんですか。

生産緑地受けて、そのときは畑だったんだけど、それ以後、草ぼうぼうになっちゃったから、農業委員のほうに上がって、取り消しとかできますか。

○公園みどり課長 基本的にはできません。そのような生産緑地に対しましては、是正していただくために市と農業委員会等が連携して調査・指導等を行うこととなります。

——— 委員より意見あり ———

○議長 ほかにございますか。

○6番（横山正和委員） 6番の横山です。

皆さんはちょっとわかりづらいと思う。〇〇-〇号ってあるんですけども、追加指定の。ここは畑としては問題ないんですけども、入ることができないんですよ。それでいいのかなというのがあるんですよ。

これ地図で見たんじゃ、みんな行けないと思うんですよ。

○2番（小早川喜一委員） 今は用水というか、どぶのところでもみんな行き来していたのかな。

○6番（横山正和委員） 昔は行き来はできなかったです。どぶだったから。ただ、今はふたされたんです。どぶにふたされたのより1メートルぐらい高いところにコンクリートの橋かけちゃって、自分で畑に行くために。それでやっているんです。それしか行く道はないです。もう囲われちゃっているから、入る道はその橋からしかありません。

○2番（小早川喜一委員） じゃ、そこへ行くときには〇〇〇〇さんの敷地を通らせてもらって、あそこ行くんですか。

○6番（横山正和委員） それしかないです。あそこが自分の家ですから。

○議長 〇〇〇〇さんの。

○6番（横山正和委員） そうです。みんな、この地図を見ても絶対わからないと思います。

だから、道路に面していないのでいいのかなと思っちゃうんですよ。地図上では面しているんですよ。どぶがふたされたんで。ただ、そのどぶの道を通れなくするようにコンクリートの橋かかっちゃって、それでいいのかなとちょっと思ったんです。

○議長 公園みどり課で説明できますか。

○公園みどり課長 当該農地につきましては、本年4月に見直しを行いました追加指定基準に基づきまして追加指定の申出がありました。今回の基準の見直しでは、規模面積や接道などの要件が緩和されております。それは、生産緑地に対する国の考え方が、将来の公共用地として適した土地としてのみならず、災害発生時の身近な避難地として防災機能の発揮が期待される緑地へと変わったからです。現況は、確かに水路と農地の段差はありますが、畑として管理されており、災害時には周辺の方々の避難地として利用できると考えております。

○6番（横山正和委員） 生産緑地の定義じゃないですけども、たしか災害の時の避難場所も含まれているんですよ。それが理由になるんですよ。



—— 委員より意見あり ——

○議長 はい。

○12番（小倉雅樹委員） 12番、小倉です。

横山委員、そこは、人も通るし、自転車も通るし、生活道路みたいになっているんですか。

○6番（横山正和委員） いやいや、ふたされてから、みんな知っているから誰も歩けない、歩かない。

○12番（小倉雅樹委員） 水路の上をふたすると、みんな歩道じゃないけれども、小さい歩道みたいなことで抜け道みたいにして人は歩かないですか。

○6番（横山正和委員） でも、実際のところ橋かかっているから通れないのみんな、近所の人は知っているから誰も歩かない。

○12番（小倉雅樹委員） 橋がなかったらみんな通る道なんですよ。

○6番（横山正和委員） 通らない。その手前50メートルぐらい手前の人はみんなきれいにしているんで、そこは歩けるようになっていて歩いているけれども、その奥は、歩く気になって、出入りができるようにちゃんとしていけば歩くかもしれないし。

○公園みどり課長 現況の水路幅は2メートルぐらいでは。

○6番（横山正和委員） そう、2メートルぐらいしかありません。

○公園みどり課長 両側に家が建っている状況でもあります。

○6番（横山正和委員） でも、畑の管理はちゃんとしています。

○公園みどり課長 確かにちゃんとしています。

○6番（横山正和委員） それは言えている。その水路と通路だけの問題だから。いかがかなと思うんですよ。3方向住宅ですからね。そこをどこも入る場所がないです。

○議長 そのほかに意見ありますか。

ほかに意見がないようでしたら、これまでの意見を生産緑地地区の都市計画の変更（案）に対する、当農業委員会の意見とさせていただきますので、後ほど事務局でまとめていただき回答されるよう、よろしくお願いいたします。

公園みどり課の職員の皆さん、ご苦労さまでした。

—— 公園みどり課職員退室 ——

○議長 次に、協議事項2件目、八潮市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2のほうをご覧ください。

最初に、資料2を1枚めくっていただいて、2枚目の参考というところをご覧ください。

どうしてこういうものをするかということなんですけれども、農業委員会等に関する法律の第7条に、農地等の利用の最適化の推進に関する指針というのがありまして、農業委員会

は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならないとされています。努めなければならないということで努力義務なんですけれども、県のほうからは、指針をつくるように勧められております。次に掲げる事項というのは、1番目としまして、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、2番目として、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法、こういったことについて指針を定めなさいということです。

第2項としまして、農業委員会は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないとされておりまして。うちは、最適化推進委員はいないんですけれども、いない場合はこの部分を農業委員と読みかえて対応することとされておりまして、今回、議案に諮るものでございます。

今回、策定した案を皆さんに見ていただきまして、ご意見がございましたら頂きたいと思っております。

それでは、資料2の最初のページに戻ってください。

指針の案について説明させていただきます。

まず、第1としまして、基本的な考え方のところを読み上げてまいります。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、つくばエクスプレスの開業等により市街化が進展し、農地は年々減少傾向にあるものの、生産緑地地区や市街化調整区域の農地を中心に稲作や野菜栽培が盛んに行われており、市場のほか、直売所や地元スーパー等、多様な販路が確立され、都市型農業が展開されている。一方で、全国的な傾向と同様、農業従事者の高齢化、後継者不足等に加え、消費者ニーズの多様化、高度化など、本市の都市農業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっている現状もあり、今後の農地利用の最適化のため、遊休農地の発生を防止し、担い手への農地集積・集約を図り、新規就農を促進していく必要がある。

以上のような観点から、東京都を含む消費地に存在する生産地の強みを生かしながら、市民の食糧を安定供給するとともに、市民生活に潤いをもたらす都市型農業の多面的機能を十分に発揮させ、活力ある都市型農業を築いていくため、法第7条第1項に基づき、農業委員会委員の担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、八潮市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めることとされています。

なお、この指針は、令和5年度を目標とし、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。これが基本的な考え方でございます。

第2に、具体的な目標と推進方法を上げております。1番目としまして、遊休農地の発生防止・解消について、これを現状に対しまして、5年後の目標を定めております。まず、現状の数値なんですけれども、これは4月の総会でも説明いたしました農業委員会の事務の実施状況の公表ということで、そのときの活動計画と点検報告された数値から計画しております。また、その際の面積は下の米印に書いてありますけれども、耕地及び作付面積統計調査というのがあるんですけれども、そこに出ている数値ですので、農業ニュースとかに上げている数値とはちょっと違っております。現状に対しまして、目標の数値の根拠なんですけれども、管内の農地面積というのは、ここ5年ぐらいの減りぐあいを見まして、それと同程度ということで、ご覧の数値となっております。遊休農地面積の目標につきましては、現在の数値から毎年少しずつ減らしていこうという数値にしております。1枚めくっていただきまして、裏面をご覧ください。

(2)としまして、遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法について、定めております。1番目として、農業委員会委員による農地法第30条第1項の規定による利用状況調査を毎年7月から9月に実施する。八・一調査とか、今日皆さんにやっていただいた農地パトロールが該当するかと思います。利用状況調査の結果を受け、同法第32条第1項の規定による利用意向調査を11月までに実施するものとします。そのほか、日常の農地パトロールにおいても、違反転用の発生防止・早期発見、農地の適正な利用の確認に関する現場活動等については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施するものとする。

②利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

③さいかつ農業協同組合等の関係機関と連携し、市街化調整区域においては農地利用集積円滑化事業、都市農地においては都市農地の貸借の円滑化に関する法律の活用を促進するとしています。

大きい2番の担い手への農地利用の集積・集約化について。

(1)としまして、担い手への農地利用の集積目標、現状値は先ほどと同じように農業委員会の事業実施状況で掲げた数値、今ホームページに載っている数値となっております。これに対して目標につきましては、管内の農地面積につきましては、先ほどと同じように、ここ5年の減りぐあいと同程度、減らしていくようにしたい。集積面積については、これは毎年少しずつ面積をこのぐらいずつ減らしていくことを目標とした数値としております。

(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法につきましては、農業委員会は、農地利用状況調査や農地利用意向調査、農業委員の現場活動等により把握した情報等をもとに、八潮市及びさいかつ農業協同組合等と連携し、利用権設定等により農地利用集積を促進する。また、八潮市都市農業振興事業補助金制度における認定農業者のメリット等について周知を図り、認定農業者への積極的な登用を促進するとしています。

最後、3番として新規参入の促進について。

これまでは八潮市については、余りいないんですけれども、目標としては1経営体、新規参入の促進に向けた推進方法につきましては、埼玉県及び八潮市都市農業課並びにさいかつ農業協同組合等と連携し、新規就農者への支援体制を構築していく。

以上のような指針を設定しまして、できればこの形で固めたいと思っておりますけれども、またこの指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされておりますので、皆さんの同意が得られれば、近日中にホームページにアップしたいと思っております。以上です。

○議長 ただいま事務局より、本農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

○12番（小倉雅樹委員） 12番、小倉です。

この農地の利用の最適化とかってよく出てきて、最適化のために遊休農地の発生を防止し、農地集約を図り、新規就農を促進していくという言葉がよく出てくるんですけれども、それにはやっぱり草を、きょうもパトロールしてきたんですけれども、草ぼうぼうの畑をなくさない、新規就農をするといったって、集約するなんて、あんな草生えているところ借りないよという人、きっと来るだろうと思うんですよ。

だから、草がすごい人には事務局とかが手紙出したり、電話したりはしていると思うんですけれども、本人が言うには無視、無視と言っているらしいんですよ。だから、本当にごみ捨てになっちゃって、誰にも声をかけられないと、もう増えはするけれども、減らないんじゃないかなと思うんですけれども、こっちで草刈って、そのお金は本人に払うとかいうとちょっと大げさになっちゃうから、でも草ぼうぼうになったらもう農地じゃないから、雑種地ですから、雑種地の請求をお願いしますとか、そういうことをしないと減っていかないと思います。

○議長 巡回している車があって、3年ぐらいすると勝手に雑種地並みの税金になる事もありますよね。

ただ、税金だけが雑種地並みで、並みだから雑種地ではなくて、あくまでも農地、登記しないと雑種地には変わらない。実際は農地。

○12番（小倉雅樹委員） 去年のパトロール時と比べて、河川敷が1.5倍ぐらいになりました。

○議長 あとは、県とか、埼玉農業会議所とか、上からの注意というふうな形はとれないですか。

○事務局 その前にやはり、相談する前にここの農業委員会でやるべき事なので。

○議長 ということは、農業委員の仕事になるかな。

○12番（小倉雅樹委員） 農業委員としては注意するだけですか。

○議長 強い注意。それ以上はできないですね。

○12番（小倉雅樹委員） 多分、草ぼうぼうの畑の人も知っているんですけども、ずるい人たちだから金でも払って刈ってくれるんだったらきれいにするけれども、絶対やらないから草ぼうぼうのままだよという人が多いんですよ。だから、そういうのはきれいにならないわけだから、何かしないとなくなりほしくないですよ。

○議長 どうしたらいいですかね。

○3番（恩田政幸委員） 優良農地ではなくなってきた。

—— 委員より意見あり ——

○議長 局長、何かいい意見、いい方法はないですか。

○事務局 今ご意見いただきまして、やはり出し手と受け手というのがありますけれども、出し手のほうの方はそういうペナルティーという話を言うんですけども、なかなかその辺が指導、きょうもパトロールに行っていて、ある程度こちらからも指導していくわけですけども、それがなくならない。ただ、今度やっぱり遊休農地がふえていく場合に、その辺のところを解決しないと、受け手の方もなかなか手を挙げていかないというような気がしますね。

○議長 以前、各団体の農業者と意見交換したときにそういう意見が出ました、確かに。荒れ放題のところはなかなか借りたくてもちょっと手を出せないというふうには。

○事務局 ちょっとその辺も含めて、他市の状況とか、うちのほうも聞きながら、いいヒントをいただけるかなと思いますので、ちょっと調べていきたいなというふうに思っていますけれども、よろしいでしょうか。

○議長 ほかに何かございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案の指針に賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、協議事項3件目、八潮市都市計画審議会委員の推薦について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料の3をご覧ください。

八潮市都市計画審議会委員の推薦について（依頼）ということで、都市計画課のほうから

依頼文書が来ております。

こちら、審議会の委員に委嘱のほうで現時点では荻野恭子委員ということで、2年の任期で11月9日までの任期となっているところなんですけれども、また推薦してくださいということで文書が来ておりますので、この場で決めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 これまで、都市計画審議会委員は荻野委員に担当していただいておりますが、11月9日をもって満了となりますので、どなたかやったださる方いらっしゃいませんか。

一応、女性委員の選出にご配慮くださいということになっておりますが、もしよろしければ荻野委員、引き続きお願いできませんでしょうか。よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それではお願ひします。

それでは、荻野委員、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

次に、協議事項4件目、第45回八潮市農業祭実行委員会担当部会の設置に伴う人選について、事務局より説明をお願ひします。

○事務局 お手元の資料4をご覧ください。

こちら、八潮市農業祭実行委員会、大塚会長が委員長になっておりますが、こちらからいただいている通知でございます。

9月4日に開催しました令和元年度第1回農業祭実行委員会におきまして、第45回農業祭を11月30日の土曜日と12月1日の日曜日の2日間で開催することが決定されました。

そこで、実行委員会の中に総務部会、会場管理部会、農産物展示部会、啓発・即売部会の4部会が設置されますが、今回資料4にありますとおり、総務部会を除く3部会について、それぞれ1名ずつ農業委員会に推薦の依頼が来ているところでございます。

その中で、ご多忙の皆さんだと思いますが、3部会の委員につきまして、ご推薦いただきたいと思います。ちなみに昨年の状況を申し上げますと、会場管理委員会には渋谷委員、農産物展示部会には新井委員、また啓発・即売部会には横山委員にやっただいております。またその他でも農業委員皆さん、やっただいて、前回の会議の中でも、農産物展示部会の部会長には福岡様、また啓発・即売部会のほうには星野様と齋藤富子様が部会長と副部会長ということで選出されているところでございます。

説明のほうにつきまして、以上でございます。

○議長 ただいま、八潮市農業祭実行委員会から農業委員会3名の部会員の推薦の依頼ということで説明がありましたので、推薦者を決めたいと思います。

皆さん、ほかの団体から実行委員になっている方が多くて、申しわけないんですが、昨年同様、渋谷委員、新井委員、横山委員にお願ひしたいんですが、よろしいですか。お願ひい

たします。

○7番（渋谷 稔委員他2名） 大丈夫です。

○議長 ありがとうございます。3人ともよろしいということなので、お願いしたいと思います。それでは、推薦させていただきます委員の渋谷稔委員、横山正和委員、新井孝美委員に恐縮ですが、ご協力よろしく願いいたします。

○事務局 すみません、もう1点追加でお願いをしたいことがございまして、毎年農業祭における農業委員会の事業といたしまして、毎年慶弔費から2万円の支出をいただきまして、米の無料配布を行っております。啓発事業ということでお米の無料配布を行っておるところですが、今年も同じでよろしいか、ちょっとお決めいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 米の無料配布以外に、ほかのことを何かやったらどうかというご意見はないでしょうか。

この件もやはりほかの団体でいろいろ野菜の販売とか無料販売とかやっている方が多いので、そんな大きなことはなかなかできないと思うので、やはり米の無料配布がちょうどいいのかなとは思いますが、どうでしょうかね。

—— 委員より意見あり ——

○議長 今までどおりでいいという意見が出ましたけれども、いいですか。

○7番（渋谷 稔委員） 毎年恒例という形で来る人もいるだろうし、お米無いのという人もいるんじゃないですか。

○8番（荻野恭子委員） 小松菜の配布というのは。

○議長 小松菜の配布は農業委員会ではやっていなくて、別の地産地消推進協議会でやっています。

—— 委員より意見あり ——

○議長 それでは、今までどおり米の無料配布という形でお願いします。

○事務局 わかりました。じゃ、そのように報告させていただきます。ありがとうございます。

---

#### ◎転用等届出受理報告

○議長 それでは、次に次第7の転用等届出受理報告にまいります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について1件、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について4件、続けて事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 （農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について1件、同法第5条第1項第6号の規定による転用届出について4件受理し、適切に受理したことを報告する。）

○議長 ただいま事務局より報告第1号、第2号について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がありましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

———— 委員より意見なし ————

○議長 特にないようでございますので、転用等届出受理報告は終わりとします。

---

### ◎その他

○議長 続きまして、次第8のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が4件、報告事項が2件ございます。

———— 企画経営課職員入室 ————

○議長 初めに、依頼事項1件目、2020年農林業センサス調査員の推薦（依頼）につきましては、担当の企画経営課の職員に来ていただきました。

それでは、説明をお願いいたします。

○企画経営課長 企画経営課の井上と申します。皆様、よろしくお願いいたします。

皆様には日ごろより市政運営につきまして、多大なるご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。また、本日は皆様お疲れのところ、このようなお時間をいただき、誠にありがとうございます。

本日、農業委員の皆様には令和2年2月1日現在で全国一斉に実施されます2020年農林業センサスの実施に当たりまして、ご協力を賜りたくお願いするものでございます。

この調査は農林水産省が行う統計法に基づいた基幹統計調査となっておりまして、我が国の農林業の生産構造及び就業構造、担い手など基本構造の実態とその変化を明らかにし、農業諸施策の企画、立案、推進のための基礎資料とするものとなっております。全国の農家や農林業関係者などに対しまして調査員が調査票を配布して調査を行うものとなります。

調査内容は農家の経営活動に着目したものとなっております。専門性を有するため、地域でご活躍をされております農業委員の皆様のご協力が不可欠となっております。前回の調査は5年前の平成27年に行われましたが、その際におきましても農業委員の皆様のご協力により無事調査を終えた経緯がございます。今回の調査におきましても、農業委員の皆様にご協力としてご協力を賜りたいと存じます。

詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○企画経営課 企画経営課統計担当の溝井と申します。本日はお忙しい中、お時間いただきま



してありがとうございます。

まず、恐れ入りますがお配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料は4点ございまして、1つ目が2020年農林業センサスの調査員について（お願い）という、調査員としてご協力いただきたい旨の依頼文になります。そして、2つ目が調査員名簿（案）というものになります。そして、3つ目が農林業センサスの概要というものになります。そして、4つ目が農林業センサスの広報用のリーフレットになります。

以上、4点になります。

それでは、1枚目の依頼文について説明をいたします。

本年度は農林業センサスという農林業に携わる方を対象とした調査が日本全国一斉に行われます。この調査は、こちらのリーフレットのほうにも書いてございますが、農林業の今を知り、未来へつなげるものとして、今後の農林業をよりよくしていくために、まずは今現在の農林業の経営の現状や実態を把握しなければ、改善点の把握やよりよい企画立案などの施策をつくることができないということから、今の現状などを把握するための調査として、国である農林水産省が5年ごとに実施している調査でございます。

また、この調査は今回で戦後から数えまして15回目となる調査になります。本来は毎年実態を把握したほうがよりよいものではあります。毎年この調査を実施することは農林業に従事している皆様のご負担も大きいこともあり、5年に一度全国一斉に実施しているものになっています。例年農業関係でさまざまな調査物があると伺っておりまして、大変恐縮なのですが、農林業センサスの調査も農業に精通している皆様のご協力が何より不可欠でございます。お忙しいところ大変恐れ入りますが、調査員としてご協力いただきたくご依頼させていただくものでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

実際の調査の実施につきましては、調査基準日が年明けの令和2年2月1日となっておりますので、調査の仕方の説明会を年明けの1月14日の火曜日に八潮メセナの集会室にて開催する予定でございます。なお、説明会の開催通知につきましては、12月ごろに改めてご案内をさせていただきたいと思っております。

続きまして、2枚目の調査員名簿（案）につきましては、最後にご説明をさせていただきます。3枚目の2020年農林業センサスの概要という資料をご覧ください。

こちらは埼玉県が作成したもので、調査員の業務とスケジュールが大まかに書かれたものになっております。

真ん中あたりの調査員の業務とスケジュールのところをご覧ください。

大きく1から6の項目に分かれて調査員の業務内容が書かれています。

まず、1 調査員説明会への出席ということで、令和2年1月14日火曜日の午後に説明会の開催を予定しています。この説明会のときに調査の方法の説明と調査対象候補者の名簿や

調査票などの調査資料をお渡しいたします。

そして、説明会后に2 調査の準備をご自宅でしていただきまして、3 調査訪問ということで、1月末までに名簿に記載された方のところへ訪問していただきまして、名簿の内容を確認していただく聞き取り調査を専用の用紙を使って作成していただきます。聞き取り調査を行うと、実際に調査票を配布する対象か否かが判定できるようになっておりますので、調査票の配布対象者であると判定された方には、実際に調査票を配布していただきます。

その後、4 調査票の回収ということで、2月の中旬くらいまでに配布した調査票を回収していただきまして、5 調査票の審査をしていただき、最後、6 調査票の提出ということで、2月下旬ごろに市役所に回収した調査票や調査関係書類一式を提出していただき、調査は終了となります。

調査員として実際に従事していただく期間は1月14日に予定している説明会から、市に調査票を提出する2月下旬までとなります。この期間ずっと従事するのではなくて、皆様のお時間の都合のつく日時に訪問して調査票を配布していただいたり、回収していただく形となります。

もう一つの資料で、こちらのリーフレットのほうは国が作成した広報用のリーフレットになります。今回の農林業センサスの調査の目的や内容、前回の調査した結果などが載っております。ご参考にご覧いただけたらと思います。

最後に、資料の2枚目にございます調査員名簿（案）というものをご覧ください。こちらについて説明をさせていただきます。

今回の調査は、前回5年前の2015年のときの調査と同じく市内を31の地区に分けて行われます。この31の地区を22名の調査員で調査していただく予定となっております。農業委員の皆様には名簿にございます担当地区について受け持っていただきたいと考えております。なお、今回22名の調査員で調査を実施する予定でございますので、農業委員の皆様15名のほかに7名調査員が不足しています。名簿の網かけになっている地区については、前回もそうだったのですが、農家組合長の方などにお声がけをして調査員をご依頼したいと考えております。

また、皆様には調査にご協力いただいた報酬として、余り多くではございませんが、国の規定に基づき、調査件数に応じた報酬をお支払いさせていただきます。

農業委員の皆様には日々お仕事でお忙しい中、大変申し訳ございませんが、何とぞ本調査へのご理解を賜りまして、調査員としてご協力くださいますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま企画経営課より農林業センサス調査員の依頼について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 この農林業センサス、5年に1回なので、今農業委員をやっている3期以上の人しかやった経験ないんですよ。私も1回しかやったことないような気がするんですけども、大野委員記憶にありますか。

○5番（大野ヒロ子委員） 多分やったと思います。

○議長 やりました。5年前。2期以上の方はやっています。

今の調査の説明だと読み上げただけでわかりづらかったんですけども、本番の1月14日の説明会には調査票の見本があって、きっちり説明していただけるんでしょう。

○企画経営課 そうです。1月14日には手引などいろいろございまして、一から十まで、こういう手順でお願いしますという説明をさせていただきたいと思っております。

○議長 ほかに聞きたいこと何かございますか。

○13番（飯山敏行委員） 1月14日ですよ。

○企画経営課 1月14日です。

○13番（飯山敏行委員） 農業祭の表彰式は……。

○議長 表彰式は次の日、15日。会場も同じメセナです。

よろしいですか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 それでは、調査は少し先になりますが、皆さんよろしく願いいたします。

企画経営課の職員の皆さん、ご苦労さまでした。

○企画経営課 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

——— 企画経営課職員退室 ———

○議長 次に、報告事項、八潮市農産物放射能濃度測定結果（9月分）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料5をご覧ください。

八潮市農産物放射能濃度測定結果（令和元年9月）、今回は園芸協会のご協力によりまして測定しております。本日は欠席しておりますが、園芸協会の星野さんのご協力によります。

番号1、9月3日、キュウリを測定しまして、放射性ヨウ素、放射性セシウムCs-134、Cs-137、いずれも不検出となっております。

以上です。

○議長 次に、依頼事項2件目、四市町農政研究会合同研修会の開催について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料6をご覧ください。

先日もご案内差し上げたんですけれども、来週になりましたので、改めて確認のためご案内させていただきます。

来週、10月1日火曜日、八潮に2時15分にバスが迎えに来ますので、集合時間は午後2時10分、教育委員会横の駐車場に集合されるようお願いいたします。

研修のほうは、午後3時半からとなります。よろしくお願いいたします。

万が一、ご都合悪くなって出席が難しくなった際は、速やかに事務局のほうまで連絡されるようお願いいたします。

以上です。

○議長 直接会場に行ってもよろしいですか。

その場合は何時までに。

○事務局 その場合は事務局に連絡いただければ。

○議長 何時までに行ったらいいですか。

○事務局 研修が3時半からなので、遅くても3時15分位に着くように、受付とか、いろいろありますので。

○議長 会場直接は3時ぐらい目安で。

○事務局 そうですね。3時ぐらいに来ていただければ問題ありません。

○議長 新井委員と私は直接行きますので、一緒にいいですか。2人、直行です。

○事務局 わかりました。

○議長 それでは、10月1日火曜日、午後2時10分集合、現地会場には3時集合ということで、皆さんよろしくお願いいたします。

次に、報告事項2件目、農業経営及び農地利用状況に関する調査について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 お礼になります。

遅くなりましたが、八・一調査のほう、委員の皆様におかれましては、担当地区内の未提出者の方をご訪問いただきまして、ありがとうございました。おかげさまで、総会で依頼しました後、反響がすごくて、直後には未提出者からの提出が続々とありまして、ここまでの回収率のほうは約91%となっています。昨年並みで回答が集まっていますので、ありがとうございました。

遅くなりましたが、10月25日の報酬をお支払いする日に、1件当たりの金額は少額ですが、報償費として来月振り込みいたしますので、ご確認いただければと思います。来月にな

ります。今年も八・一調査のほうありがとうございました。

以上です。

○議長 次に、依頼事項3件目、農業災害対策マニュアルの作成について、事務局よりお願いいたします。

○事務局 お手元の資料7をご覧ください。

内容は農業災害対策マニュアルの作成について（依頼）ということで、春日部農林振興センターから依頼が来ているものでございまして、最近、台風等の災害が発生することが多くありまして、農業災害発生時に県と市町が協力して、迅速な情報収集を行うことを目的といたしまして、各市町に災害対応マニュアルをつくるようにということで依頼が来ているものでございます。

つきましては、災害対応ということで、そのためには情報収集ということが必要になってまいりまして、その情報収集に当たりまして、災害情報提供者リストということを作成するようにということで依頼が来ております。その作成リストが2ページ目でございますが、案のおりリストをつくらさせていただきますまして、県のほうに提出させていただければというものでございます。

日ごろから災害の台風のときに情報収集ということで、農業委員の皆様には情報収集の依頼をさせていただいているところでございますが、改めまして提供者リストということで、皆様のお名前を提示させていただきますまして、作成させていただいたものでございます。

案のページをご覧くださいますと、網かけになっていない部分でございますが、ハザードマップ上の位置、これは地図上に私どもで作成させていただきたいと思っております。また、栽培品目1ということで主とございますが、こちら地区に応じて、地域ごとの品目を自分のほうで入れさせていただきますまして、その隣に氏名ということで、農業委員の皆様のお名前を明記させていただきます。その横の住所、電話番号、ファクス、またメールアドレスにつきましては、網かけになってございますが、こちらは県のほうには報告いたしません。あくまでも事務局のほうでの情報ということで載せさせていただきますまして、一番右側に担当する地区ということで、それぞれ事務局のほうで案をつくらさせていただきました。各担当地区でこちらについてご覧いただければということで、それとあわせてマニュアルを事務局で作りまして、災害時に当たりましては、早く情報収集を行うことで、県のほうに災害対策本部を設置していただきながら、お互いに情報交換しながら早急な対策のほうを検討していければということで、現実にもこの間の台風で、すぐ県のほうが被害調査ということで依頼がきまして、農業委員の皆様の方には私どものほうでお願いをさせていただいたところでございますが、その辺を改めて体制づくりということでつくっていければと考えておりますので、ご理解いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

説明につきましては以上でございます。

○議長 次に、最後になります。次回の日程について、事務局より説明があります。

○事務局 次回の総会になります。次回は令和元年10月23日水曜日、午前8時半より、今日と同じ第2会議室のほうでまず総会を開催いたしまして、総会終了後、県外視察研修へ出発ということでよろしく願いいたします。

ここで、資料8の行程表をご覧ください。

行程表のほうを再確認したいと思います。

8時半から総会をいたしまして、総会終了後、市役所を出発し、高速に乗りまして、二本松市の市内にありますニチノーサービス福島事業所を視察いたしまして、23日の宿泊については〇〇〇ということになっています。

2日目の24日木曜日につきましては、8時半に〇〇〇を出ましてから、会津若松市内のJA直売所視察ということで、会津よつば・ファーマーズマーケット「まんま〜じゃ」を視察いたします。八潮市役所帰着のほうは18時20分予定という行程になっております。

以上となります。

○議長 ただいま事務局より10月の農業委員会の総会のご案内と、視察研修のご案内がありました。来月はこの場所で8時半に総会を行い、その後に視察研修となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後になります。皆様から全体を通して何かありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、これで議長の席をおろさせていただきたいと思っております。皆様ご協力、ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては、農地パトロールに引き続き、長時間、慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほどの繰り返しになりますが、次回の10月の総会は、この第2会議室で午前8時半より会議のほうを開催いたします。その後、視察研修となりますので、ご出席のほうよろしくお願いいたします。もし、ご都合がつかず欠席となった場合には、早急に事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

それでは、閉会の言葉を小早川喜一会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 本日は農地パトロール、そして長時間にわたりご審議をいた

だきまして、大変お疲れさまでございました。

最初の開会の挨拶のところに会長のお話にございましたように、この台風15号、甚大な被害を千葉県に与えておりますけれども、進路を見ますと、スマホで見たときには東京湾を上陸して葛飾から三郷へ進む進路、これが東のほうへずれましたので、こちらのほうはそれほど被害が大きくならなかったようでございます。昨今は異常じゃなくて、これが常態だそうでございます、温暖化のせいかと思われま。

環境大臣は環境問題はセクシーに扱うべきだというふうにおっしゃっているそうでございますけれども、環境大臣に頑張ってくださいまして、地球温暖化対策を幾らかでも進めていただければと思います。

以上をもちまして八潮市9月の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後 5時35分